

焼津市高齢者保健福祉用具(補聴器)給付の申請の流れ

①耳鼻咽喉科の受診

- ・補聴器の利用が必要か相談
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満か聴力レベルの検査(70デシベル以上の場合は、障がい者の助成を検討)
- ・医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であると証明を受ける。

②申請書「医師の証明」欄に医師の証明を依頼

(同一内容であれば、別様式、診断書でも可)

③販売店に相談(補聴器の選定等)、見積書の依頼

購入費用の1/2以内で、上限30,000円までを市が負担します。

④申請書(医師の証明)の提出(添付書類:販売店見積書)

提出先 地域包括ケア推進課高齢者福祉担当

⑤所得状況の確認

本人(申請者)住民税非課税(市民税・県民税がかからない方)

※わからない方は、課税課市民税担当(市役所本庁舎3階7番窓口・電話054-626-2149)にて確認してください。

⑥給付の決定

市から本人(申請者)に給付決定(却下)通知書及び給付券の受渡し

⑦購入

給付決定後、見積書を徴した補聴器を販売店で購入

※支払い時に給付券を販売店に提出、残額は利用者負担

⑧請求書の提出

販売店は受領した給付券を添付し、市に請求

提出先 地域包括ケア推進課高齢者福祉担当

⑨給付金振込

市より販売店に請求金額を振込